# 日本の開示義務化における GHGプロトコル改定の意味

自然エネルギー財団セミナー
「GHGプロトコル改定を理解するースコープ2を中心に」
2025年11月25日

高村ゆかり (東京大学)
Yukari TAKAMURA (The University of Tokyo)

- サステナビリティ開示の現在地
- 現在の開示基準におけるGHGプロトコル
- GHGプロトコルの改定にむけて一若干のコメント

※本報告は、SSBJの見解ではなく、あくまで報告者個人の見解を示すものです。

# サステナビリティ情報開示の動き

| | 国際の動き | 日本国内の動き |
|---|---|---|
| 2021年6月 | ・自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の発足 | ・コーポレートガバナンス・コードの改訂による情報開示強化 |
| 2021年11月 | ・IFRS財団「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」設立 | |
| 2022年4月 | | ・プライム市場上場企業にTCFDに準拠した気候関連情報開示 |
| 2022年6月 | | ・金融審議会で、義務的開示を含む企業のサステナビリティ情報開示に関する報告書 |
| 2022年7月 | | ・日本版の開示基準を作成するサステナビリティ基準委員会（SSBJ）設立 |
| 2023年1月 | ・EUの企業のサステイナビリティ報告に関する新指令（CSRD）効力発生 | ・有価証券報告書にサステナビリティ開示欄を設ける内閣府令改正（3月末以降の有価証券報告書に適用） |
| 2023年6月 | ・ISSBのサステナビリティ情報開示基準（S1）、気候変動情報開示基準（S2）公表（6月26日） | |
| 2023年9月 | ・TNFD勧告公表（9月18日） | |
| 2024年1月 | ・EUのサステナビリティ報告基準（ESRS）適用開始 | |
| 2024年3月 | ・米国証券取引委員会（SEC）、気候変動関連情報開示規則を採択→4月4日、適用延期命令 | ・金融審議会にサステナビリティ情報の開示と保証WG設置 |
| 2025年2月 | ・EU Omnibus package→開示基準の見直し進行中） | ・開示・保証WGの下に、保証専門グループ設置<br>・SSBJで日本版開示基準採択（3月公表） |
| 2025年7月 | | ・開示・保証WGの中間論点整理 |
| 2025年8月 | | ・金融審議会にディスクロージャーWG設置 |

# サステナビリティ開示（ポイント）

- ISSBと日本基準作成
  - 国際サステナビリティ審議会（ISSB）による基準（S1、S2）の最終化：2023年6月26日公表
  - 日本では、有価証券報告書でのサステナビリティ記載欄を設ける内閣府令（2023年1月）
  - サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の下で日本版の開示基準承認（2024年2月）。公表（2025年3月5日）
    - https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2025-0305.html
  - 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の審議開始（2024年3月）。中間論点整理（2025年7月）。保証について検討する専門グループ審議開始（2025年2月）
  - 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の審議開始（2025年8月）。法律事項を主眼に
  - ISSBからS2基準の改正案
- 自然関連情報開示
  - 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）提言（2023年9月）
  - ISSBの2024-2025年の研究課題：生物多様性、生態系、生態系サービス（BEES：Biodiversity, ecosystems and ecosystem services）と人的資本
  - ISSB：2026年の生物多様性条約COP17に向けて、自然関連情報開示の基準草案を作成することを決定（2025年11月）
- 主要な法域における開示
  - 欧州：企業のサステイナビリティ報告に関する新指令（New Corporate Sustainability Reporting Directive; CSRD)（2023年1月5日効力発生）、EUのサステナビリティ報告基準（ESRS）適用開始（2024年1月）
  - Omnibus package（deregulationではなくsimplification）（2025年）
  - 米国：米国証券取引委員会（SEC）、気候変動関連情報開示規則を採択（2024年3月）→訴訟提起により適用延期（2024年4月）
  - カリフォルニア州：California Air Resources Board (CARB)がClimate Corporate Accountability Act (SB 253) とClimate-Related Financial Risk Act (SB 261)をSB-219が改正（2023年）
  - ニューヨーク州：Climate Corporate Data Accountability Act法案が上院に再提出（2025年）

# サステナビリティ基準委員会（SSBJ）（2025年11月時点）

| 氏名 | |
|---|---|
| 川西　安喜 | サステナビリティ基準委員会 委員長（常勤） |
| 衣川　清隆 | サステナビリティ基準委員会 委員（常勤） |
| 山口　奈美 | サステナビリティ基準委員会 委員（常勤） |
| 井口　譲二 | ニッセイアセットマネジメント(株)　チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長 |
| 太田　稔 | 日本公認会計士協会　常務理事 |
| 川那部　留理子 | (株)大和証券グループ本社 経営企画部 SDGs 推進室 室長 |
| 草野　英哉 | 東京電力ホールディングス(株)経営企画ユニットESG 推進室長 |
| 阪　智香 | 関西学院大学サステナビリティ研究センター長 |
| 関口　洋平 | 三井住友海上火災保険(株)　経営企画部 SX推進チーム長 |
| 芹沢　尚子 | 野村證券株式会社　財務戦略グループリーダー　兼　サステナブル・ビジネス開発部　エクゼクティブ・ディレクター |
| 高村　ゆかり | 東京大学未来ビジョン研究センター教授 |
| 峰雪　輝史 | 日本製鉄(株)　財務部部長 |
| 山我　哲平 | みずほフィナンシャルグループ　サステナビリティ企画部　担当部長 |

# 3つのSSBJ基準公表（2025年3月）

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（適用基準） Universal Sustainability Disclosure Standard “Application of the Sustainability Disclosure Standards”
  - https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250305_01.pdf
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（一般基準）Theme-based Sustainability Disclosure Standard No. 1 “General Disclosures”
  - https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250305_02.pdf
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（気候基準） Theme-based Sustainability Disclosure Standard No. 2 “Climate-related Disclosures”
  - https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250305_03.pdf

※いずれも日本語のみ

- 法定開示の際に適用される基準となることを想定

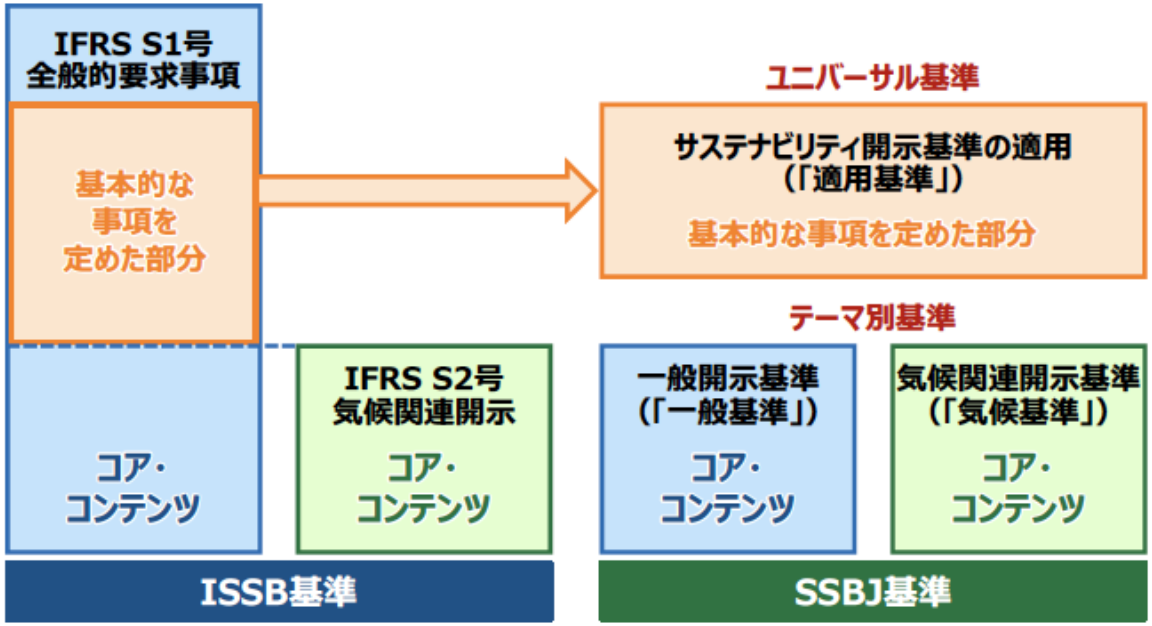


ISSB基準とSSBJ基準の対応関係（SSBJ, 2024）

# サステナビリティ開示基準の適用時期

## 時価総額3兆円以上のプライム上場企業から段階的に導入

**開示基準の適用**

- グローバルな投資家との建設的な対話を志向し、新たな制度への対応能力も高いと考えられるプライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、
  - i. 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期
  - ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期
  - iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期

  からの適用開始を基本とし、iii.の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応。
  （注1）時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
  （注2）時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値等を参考としつつ、検討。
- 経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間とする。
- 有価証券報告書の提出期限の延長については、本WGで引き続き検討していく。

**保証**

- 開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け。
- 保証水準は限定的保証（合理的保証への移行の検討は行わない）、保証範囲は当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）とし、保証の担い手は本WGで引き続き検討。

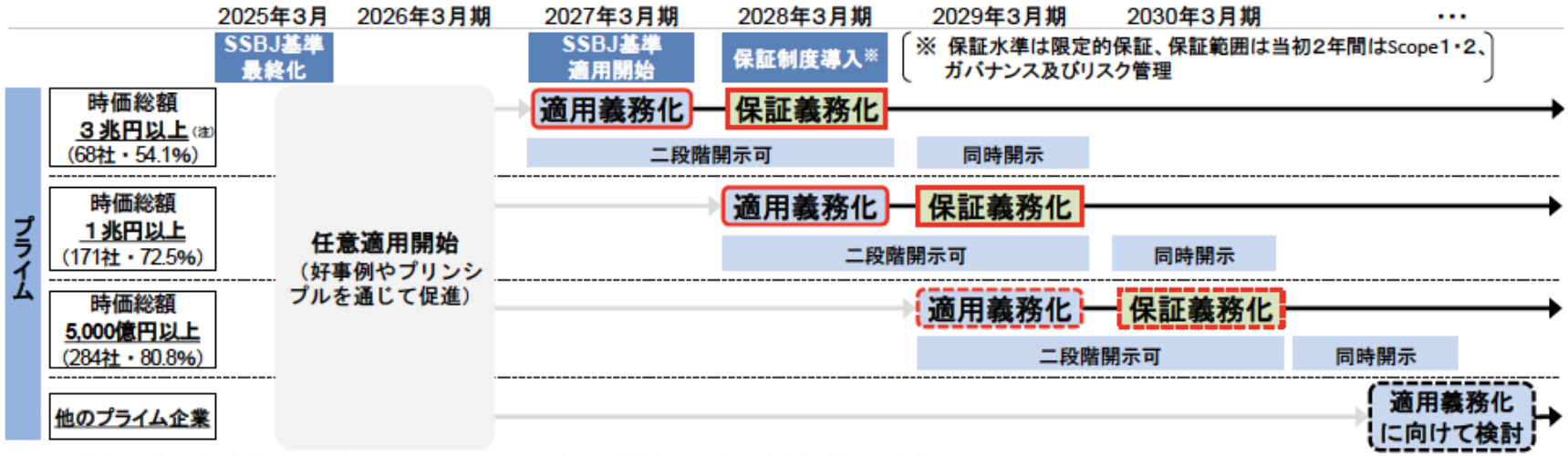


（注）時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg Finance L.P.及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成）。

出典：金融庁　2025年

# SSBJ基準：気候基準

- 気候基準
  - 企業の気候関連のリスクと機会に関する開示要件を設定（気候基準第1項）
  - 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示（気候基準第2項）
  - TCFD の 4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に基づき、TCFD の開示要件に追加し、開示要件を詳細に定める
  - TCFD との違い
    - 重要な場合、温室効果ガス（GHG）排出量の開示の要求（ただしScope 3については適用初年度の開示では省略可能）（気候基準第47項、第103項（2））
    - 産業別ガイダンスに記載の指標を参照し、適用可能性を検討しなければならない（気候基準第86項）

# SSBJ基準：重要性がある情報の開示

- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない（適用基準第48項）
  - 「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」：短期、中期、長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該る企業のキャッシュ・フロー、資金調達へのアクセスおよび資本コストに影響を与えるものと合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせたもの（適用基準4（6））
  - 「重要性がある」とは、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう（適用基準第4項(7)）
  - 情報に重要性がない場合、SSBJ基準で要求する情報であっても、これを開示する必要はない（適用基準第22項）
  - 情報に重要性があるかどうかを評価するにあたり、主要な利用者の特性及び企業自身の状況を考慮しなければならない（適用基準第56項）

- SSBJ基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならない（適用基準第21項）

- スコープ1、スコープ2、スコープ3排出量についても重要な場合に開示

- 開示する企業にとって、「重要性」をいかに判断するか、判断したかが開示の上でも鍵を握る

# TCFDによる開示推奨項目

| 開示項目 | ガバナンス | リスク管理 | 戦略 | 指標と目標 |
|---|---|---|---|---|
| 項目の詳細 | 気候関連のリスクと機会に関わる組織のガバナンスを開示 | 気候関連のリスクについて組織がどのように識別、評価、管理しているかについて開示 | 気候関連のリスクと機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に与える実際の及び潜在的な影響について、重要な場合には開示 | 気候関連のリスクと機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、重要な場合には開示 |
| 推奨される開示内容 | a）気候関連のリスクと機会についての取締役会による監視体制を説明 | a）組織が気候関連のリスクを識別・評価するプロセスを説明 | a）組織が識別した、短期・中期・長期の気候変動のリスクと機会を説明 | a）組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即し、気候関連のリスクと機会を評価する際に用いる指標を開示 |
| | b）気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明 | b）組織が気候関連のリスクを管理するプロセスを説明 | b）気候関連のリスクと機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明 | b）Scope1、Scope2及び適当な場合に（as appropriate）Scope3の温室効果ガス排出について開示 |
| | | c）組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが組織の総合的リスク管理にいかに統合されるかについて説明 | c）2°C未満シナリオを含む様々な気候関連シナリオに基づく検討をふまえ、組織の戦略のレジリエンスについて説明 | c）組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標及び目標に対する実績について説明 |

# 4つの構成要素を開示する目的

- ガバナンス：サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすること（一般開示基準第8項）

- 戦略：サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすること（一般開示基準第11項、第12項）
  - (1)企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会
  - (2)(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響
  - (3)(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響
  - (4)(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定（気候関連の移行計画を含む。）に与える影響
  - (5)(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会を考慮した企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス

- リスク管理：①サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスを理解すること、②企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価すること（一般開示基準第28項）

- 指標及び目標：サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすること（一般開示基準第30項）

# 開示基準におけるGHGプロトコル（1）

- 国際基準であるISSB基準と日本基準であるSSBJ基準との間に大きな違いはない
  - 以下で使用する項目は、特に断りのない場合SSBJの気候基準の開示項目を指す

- 温室効果ガス排出の測定（気候基準第49項）
  - 産業横断的指標である温室効果ガス排出の算定に関連して、「温室効果ガス排出は、『温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）』（以下「『GHGプロトコル（2004年）』」という。）に従って測定しなければならない。」
  - 「ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。」
    ＝日本では地球温暖化対策推進法の下での温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）がこれにあたる
  - GHGプロトコル（2004年）と異なる方法を用いる場合の追加的開示事項：「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、第47項に従い開示する温室効果ガス排出の絶対総量に加え、その内訳を分解して開示（気候基準第50項）

- 【参考】スコープ3排出量の開示にあたって、「『スコープ3基準（2011年）』に記述されているスコープ3カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならない。」（気候基準第55項）

# 開示基準におけるGHGプロトコル（2）

- 結論の背景（Basis for Conclusions）
  - BC122項：「『GHGプロトコル（2004年）』は、当委員会以外の第三者が定めており、今後、定期的に更新されることが期待されているが、更新される場合、当委員会の適正手続に従わずに変更されることになる。この点、ISSBの考え方（IFRS S2号BC90項）と同様に、今後、仮に「GHGプロトコル（2004年）」が更新された場合は、更新によって起こり得る影響を当委員会において評価したうえで、当委員会の適正手続に従って本基準を改正し、更新されたものを参照することにする予定である。」

  - BC123項：「第49項本文では、温室効果ガス排出は、『GHGプロトコル（2004年）』に従って測定しなければならないとしているが、これは、IFRS S2号と同様に、本基準の定めに反しない範囲においてのみ、『GHGプロトコル（2004年）』における定めを適用しなければならないことを意図している。また、IFRS S2号と同様に、『GHGプロトコル（2004年）』では要求されていないものの本基準では開示しなければならないとしている事項がある。例えば、『GHGプロトコル（2004年）』は、スコープ3温室効果ガス排出を開示することを要求していないが、本基準は、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解してスコープ3温室効果ガス排出を開示しなければならないことを明示している（第47項(3)及び第55項参照）。」

# 開示からみた改定案（1）

- ISSB基準、SSBJ基準においてGHGプロトコルが排出量算定の方法論として定められたことの意義
  - 投資家の意思決定により有用な、価値のある情報が提供されるよう、特に「忠実な表現」「比較可能性」の観点からの重要性

- ISSB基準、SSBJ基準においてGHGプロトコルが排出量算定の方法論として定められたことで、GHGプロトコルの改定が持つ影響は格段に大きくなった
  - 日本における2027年3月期からの義務的開示（法定開示）
  - 保証の要請
  - ISSB基準を採用する法域の拡大

- GHGプロトコルの改定が開示基準に与える影響
  - ISSB基準にどのように反映されるか
  - 国際的に整合的であることをSSBJの基準開発の方針の一つとしていることもふまえて、ISSB基準への反映をふまえて、SSBJ基準にどのように反映されるか
  - GHGプロトコル以外の方法＝日本では算定報告公表制度にいかに反映されるか

- 11月20日のSSBJでGHGプロトコル改定案について情報を共有し、初めて意見交換を行った

# ISSB基準の採用状況（2025年5月）

| | 該当する法域 |
|---|---|
| ISSB基準の採用を公式に発表または決定（17） | 【アジア・太平洋地域】 オーストラリア、バングラデシュ、香港、ヨルダン、マレーシア、パキスタン、スリランカ、台湾、トルコ |
| | 【他の地域】 ブラジル、チリ、ガーナ、ケニア、メキシコ、ナイジェリア、タンザニア、ザンビア |
| ISSB基準の採用を決定したがなお手続進行中または法令上の対応が進行中（16） | 【アジア・太平洋地域】 中国、インドネシア、日本、フィリピン、シンガポール、韓国、タイ、 |
| | 【他の地域】 ボリビア、カナダ、コスタリカ、エルサルバドル、ルワンダ、スイス、ウガンダ、英国、ジンバブエ |

※EUは、ESRS簡素化のオムニバスプロセスの結果待ち

出典：ISSBウェブサイト Use of IFRS Sustainability Disclosure Standards by jurisdiction https://www.ifrs.org/ifrs-sustainability-disclosure-standards-around-the-world/use-by-jurisdiction/

# 開示からみた改定案（2）

- 有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性（適用基準第17項）
  - 「関連性」：主要な利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。情報が予測価値、確認価値または両方を有する場合（別紙A6以下）
  - 「忠実な表現」：サステナビリティ関連のリスク及び機会について、完全で、中立的で、正確な描写を提供（適用基準第26項）

- 「比較可能性」「検証可能性」「適時性」「理解可能性」：有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性（適用基準第18項）
  - 「比較可能性」：過去情報との比較と、他の企業が提供した情報との比較
  - 「検証可能性」：その情報自体又はそれを導き出すために利用したインプットのいずれかを裏付けることが可能である場合に、検証可能
  - 「適時性」：意思決定者の意思決定に影響を与えることができるように遅滞なく、情報を利用可能にすること
  - 「理解可能性」：明瞭かつ簡潔。企業に固有でない情報を避ける、財務報告書における情報の重複を避ける、明瞭な言葉遣い、明瞭な構成。重要性がある情報のみを含む場合に簡潔

- 改定によって投資家の意思決定により有用な、価値のある情報が提供されるのかどうかが開示基準への反映の検討の鍵となるのではないか

# 開示から見た改定案（3）

- 改定案は、企業の削減の努力と進捗をより忠実に表現しようとするものと理解/期待

- Feasibilityの課題。スコープ2の開示について今回提案の改定案について各国・法域が対応できるか。どういうタイミングで対応ができるか

- スコープ2排出量の開示（気候基準第56項、第57項）
  - ロケーション基準による排出量に加えて、少なくとも次のいずれかの情報を開示
    - ①契約証書を企業が有している場合、スコープ2温室効果ガス排出を理解するうえで必要な、当該契約証書に関する情報
    - ②マーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出量
  - 現行のISSBのS2基準では①のみで、マーケット基準によるスコープ2排出量開示を求めていない
  - 法域によってはスコープ2排出量の算定に必要なデータが利用できないといった理由

# 開示から見た改定案(4)

- GHGプロトコルの方法論の改定について、開示の観点からの意見をふまえた丁寧な検討(制度設計＋手続)をお願いしたい
  - 義務的なものか、推奨か。適用除外
  - 保証も視野に、検証可能性
  - 改定導入のスケジュール。経過措置
  - もちろん開示基準の側の課題でもある

- 企業が改定案の方法論にしたがって開示する際に過度な負担とならないために、各国・法域における制度的な対応が必要なものもある
  - 例えば、非化石証書に付される情報、市場のあり方

Thank you for your attention!

Yukari TAKAMURA